

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

石狩市水道事業（以下「甲」という。）と石狩管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による水道災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が乙に連絡することにより行うものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 災害発生場所及び活動内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応 援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙

の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第9条 この協定は、協定締結の日から実施する。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成17年3月1日

甲 石狩市水道事業

石狩市長 田 岡 克 介

乙 石狩管工事業協同組合

代表理事 池 田 篤 司